

上村工業株式会社 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」は、次の世代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、集中的かつ計画的に取り組んでいくために制定されました。

少子化が急速に進行し、我が国の経済社会に深刻な影響を与えていることが懸念されています。また、少子化の原因の一つとして、仕事と子育てとの両立に対する負担感が指摘されています。

仕事と子育ての両立を進めるために、それぞれの企業においても、男性を含めた全ての人が仕事のための時間と自分の生活のための時間のバランスがとれるような「多様な働き方」を選択できるよう、働き方を見直していくことなどの取り組みが求められています。

当社では、この「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「一般事業主行動計画」を策定しています。

上村工業株式会社 行動計画(第3回)

全ての従業員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について地域に貢献する企業となるため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日
2. 目標 従業員が養育している子の学校行事への参加等、子育てのための時間を確保しやすい環境を整備する
3. 対策 有給休暇の柔軟な取得を可能とするため、1時間単位で取得できる制度を導入